## 商品概要説明書

## スーパー定期貯金 (複利型)

(令和7年10月1日現在)

商品名	・組合員限定金利優遇定期貯金「おむすび定期2025」
ご利用いただける方	・個人の方
	※組合員に限ります。(新規にご加入される方を含みます。)
期間	・定型方式
	3年
	・自動継続(元金継続または元利金継続)として取り扱います。
mer at 1 M	・継続後は、スーパー定期貯金(複利型)の商品へ切り替わります。
預入方法	let are a
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・300万円以上1,000万円未満
(2) 落す光片	※当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。   1 BB は
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円 以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
	以上1日単位で、ヨJA別足の中述解釈利率により一部文払いが可能です。   ただし、残高300万円を下回る場合の一部支払いはできません。
利 息	たたし、次向300カロで「凹る物百り―前又払いはてきません。
1	  ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、自動継続の場合には、原
(1) /66/11/32/11	則として自動継続時のスーパー定期貯金(複利型)の店頭掲示利率を当該満
	期日まで適用します。
	791 F OC \$200 F O
	◎金利優遇
	3年 0.6% (年利)
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算
	をします。
   (4)税 金	   ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
(4)税 金	*20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。   ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
	※2037 平 12 月 31 日ま (の週用となりより。
(5)金利情報の入手	  ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口にてお問い合
方法	わせください。
手数料	_
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.25%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (作力が) かりまた (作力が) がりまた (作力が) かりまた (作力が) がりまた (作力が) かりまた (作力が) がりまた
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% 約定利率×700/
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

	<ul><li>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li></ul>
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その普通貯金利率によって計算します。
	• <b>保護対象</b>
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
(公的问及)	
	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう)
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を
	満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険に
	より保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支店(所)または総務部リスク管理課(電話:092-924-1311)
	にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整
	備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA総務部リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出く
	ださい。
	福岡県弁護士会紛争解決センター
	福岡県弁護士会館(電話:092-791-1840)
	北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)
	久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。
	・取扱期間は、令和7年10月1日から令和7年11月28日までとします。
	・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢により、販売条件が変更となる場
	合や取り扱いを中止する場合があります。
詳しては変力にお問いる	<b>ヘキュレンボチ</b> ン

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A筑紫